

小樽市個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供 仕様書

第1章 総則

1 はじめに

- (1) 本仕様書は、小樽市が発注する「小樽市個人番号利用事務系シンククライアント環境サービス提供」について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他の業務の実施に必要な条件等を定め、業務の円滑な実施を実現するにあたり、必要最低限の仕様を定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に誠意を持って対応しなければならない。

2 目的

総務省が提唱する自治体情報システム強靱性向上モデルに沿った、次期個人番号利用事務系シンククライアントシステムを構築し、現個人番号利用事務系シンククライアントシステムから円滑に移行することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 構築期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 利用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

6 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、小樽市と受託者の協議により決定するものとし、受託者の負担において実施するものとする。また、この仕様書で不明な部分については、小樽市と受託者の協議の上で進めるものとする。

7 検査及び検収

- (1) 受託者は、構築を完了したときは速やかに小樽市に申し出ること。
- (2) 小樽市が行う検査の合格をもって検収とする。

8 報告の義務

本業務実施期間中においても、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて小樽市へ報告書を提出するものとする。

9 秘密の保持

受託者は本業務中に知り得た情報を、小樽市の許可なしに他に漏らしたり利用したりしてはならない。

10 完了

受託者は構築業務完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

第2章 業務内容

1 概要

平成28年度に自治体情報システム強靱性向上モデルに沿った個人番号利用事務用シンクライアント環境を構築したが、運用開始から5年以上が経過し、サーバ基盤の老朽化や、OSのサポート期限が迫っていることから、次期環境を構築し、現環境から円滑に移行する必要がある。

現在使用中の個人番号利用事務系シンクライアント環境（共有型 SBC 方式）は小樽市庁舎のサーバ室にオンプレミスで構築したが、本業務は新たにデータセンターにハウジング環境を構築し、小樽市が所有する Microsoft Windows Virtual Desktop Access ライセンスを活用するため、小樽市の専用利用によるプライベートクラウド環境を提供するものとする。

また、別途調達するシンクライアント端末から、現在利用中の LGWAN系シンクライアント環境と新たに構築する個人番号利用事務系シンクライアント環境への接続を選択できるようにすると共に、個人番号利用事務系シンクライアント環境については、小樽市が所有する静脈認証センサーを活用した二要素認証を行った後に仮想デスクトップへログインできるようにすること。

2 現状

秘密保持誓約書（様式1）提出後に交付する仕様書別紙を参照すること。

3 要件

- ①利用者数は600名とし、同時接続数最大400名に対応できること。
- ②仮想デスクトップの実現方式は、共有型 VDI 方式を基本とすること。なお、VDI サーバのスペック等については仕様書別紙を参照すること。
- ③共有型 VDI は、現環境の SBC サーバと同様に管理を行うことを想定しているので、これを実現するため、リンククローン方式により現環境の構成に対応したマスタイメージを7つ(ユーザー使用環境1～6、テスト環境1)用意すること。
- ④小樽市が所有する静脈認証センサーを活用した二要素認証を行った後に仮想デスクトップへログインできるようにすること。なお、二要素認証システムの構築(二要素認証サーバ、二要素認証用ログ格納サーバ、サーバソフトウェア、クライアントソフトウェア等)については本業務の範囲外であるので、本業務に必要な範囲の情報については、二要素認証システムの構築ベンダー及び小樽市より提供を行う。静脈認証センサーの詳細等は仕様書別紙を参照すること。
- ⑤1名あたり10GBの保存領域を確保し、リダイレクトで提供すること。
- ⑥ユーザーのプロファイル領域については、移動ユーザープロファイルを使用し、既存のユーザーアカウントを使用すること。併せて、現環境の既存ユーザープロファイルを新環境に移行すること。
- ⑦プリンターサーバを3台以上構成すること。
- ⑧ユーザープロファイル等のデータバックアップ領域を用意すること。
- ⑨仕様書別紙3「個人番号利用事務系シンクライアント アプリケーション及びシステム一覧」に記載のアプリケーション及びシステムが使用可能な状態にすること。アプリケーションのメディア、インストール手順等については小樽市より提供する。
- ⑩本サービスを構成するシステムを設置するデータセンターは、日本国内設置のデータセンターとし、特定非営利活動法人 日本データセンター協会(JDCC)の「データセンターファシリティスタンダード Ver2.3 (JDCCFS-001 Ver2.3)」以降におけるティア3の基準を満たすこと。
- ⑪本サービスにおけるデータセンターから小樽市庁舎までの通信回線は、仕様書別紙にて指定する回線を使用し、既存ネットワークに影響を及ぼさない構成とすること。

4 納入成果物

本業務における納入成果物については、下記のとおりとし、各2部及び電子データを提出すること。

- ・システム構成図
- ・方式設計書
- ・環境設計書
- ・ネットワーク構成図
- ・操作説明書

- ・試験仕様書兼結果表
- ・その他運用に必要と認められる図書

第3章 その他

1 特記事項

- ・納入する機器装置等の構成情報、設定情報については守秘義務を課す。完成図書は管理徹底し許可なく第三者に提供してはならない。
- ・関係法令に従い、受託者は現場の事故防止及び環境保全に努めること。

2 一般事項

- ・システムを停止する作業に際しては、小樽市と協議の上、夜間、土曜日、日曜日、祝日等の一般業務時間外に作業を実施すること。
- ・調達物品については、納入時における最新バージョンにより納入すること。ただし、システム稼働上、悪影響が生じる場合は、この限りではない。

3 教育支援

- ・システム稼働前にデジタル推進室職員に対して使用方法、取扱い方法の教育を実施すること。

4 保守

- ・保守サポート時間は、本市開庁日の 8:30～17:30 とすること。ただし、障害及び緊急時の対応及び電子メールでの問い合わせについては、24 時間受け付けること。
- ・構成図、各設計書の構成管理を実施すること。
- ・業務の継続及び早期復旧を図るため、障害発生時においては、保守業者が一元的に原因を分析した上で、障害復旧に向けた対応をとること。

5 運用体制

- ・本サービスの利用開始前までに、サービス提供事業者は運用体制及び連絡方法等を構築し、本市の了承を得ること。なお、システムを構成する重要な製品等については、メーカーからの支援を受けられる体制とすること。

6 サービスレベル

①サービスレベルの基準値

本サービスは以下の基準値を満たすこと。ただし、小樽市消防庁舎 5 階の総務部デジタル推進室執務室内からサービスを利用した場合とする。

a) サービス接続時の応答速度

本市の平日の始業時間帯において、既にプロファイルが作成されているユーザーが接続可能なデリバリーグループを選択してから 60 秒以内にデスクトップ画面を表示させること。ただし、ユーザープロファイルの読み込みが完了していても可とする。

b) 印刷命令の応答速度

ソフトウェア等から印刷命令が実行されてから、15 秒以内にプリンターに印刷命令を到達させること。ただし、プリンターサーバ上のプリンターに、印刷ジョブが蓄積している場合等を除く。

c) サービスの稼働率

1 月ごとの稼働率は 99.8%以上とすること。また、稼働率は以下の計算式により算出するものとする。

稼働率 (%) = サービス提供時間 ÷ (サービスを提供すべき時間 - サービスを提供すべき時間から除く時間) × 100

d) 問合せ対応

サービス提供事業者は、本市からの問合せに対し、速やかに 1 次回答すること。

e) サービスに影響が及ぶ障害等の報告

サービス提供事業者は、サービスに影響が及ぶ障害等を確認又は予見した場合は、その影響範囲等を速報として 15 分以内に本市へ「5 運用体制」で定める方法により連絡すること。

②サービスレベル合意 (Service Level Agreement、以下「SLA」)

サービス提供事業者は、サービス品質が一定の水準を満たしているかを確認するため、「①サービスレベルの基準値」に示した項目を基に、別に SLA モニタリング実施方法を定め、小樽市の合意を得て運用するものとする。なお、SLA モニタリングの結果、サービス品質が基準値を下回ったときは、サービス提供事業者にはペナルティを科すこととし、ペナルティの内容は小樽市と協議の上、定めるものとする。

7 第三者への委託等

- ・本業務は受託者が主体的に履行することが前提であり、業務全体を第三者に委託することを禁止する。業務の一部を委託する場合は、事前に委託する業務、委託先等を小樽市に報告し、承認を受けること。なお、第三者に委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

8 その他

- ・契約締結時において想定不可能な事象等が生じた場合、小樽市及び受託者は互いの協議により誠意をもって対応することとし、障害発生時はもちろんのこと、通常の業務運用においても業務の妨げとなるような事態の発生を避けるべく、可用性の高い安定した環境の構築に努めること。

- ・受託者は、本契約の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を小樽市に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方法を提出することとする。事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損にかかるものである場合、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに小樽市に報告し、小樽市の指示に従うものとする。
- ・既存システム及び既存ネットワーク構成に係る事業者間での情報交換が必要な場合、原則、事業者同士で直接情報交換を行わず、小樽市を介して行うこととする。ただし、小樽市が認める場合は直接情報交換を行うことができる。